

製品保守制度

市場出荷後における事故の未然防止を図るためには、特に、消費者による保守が難しく、経年劣化による重大事故発生のおそれの高い製品(特定保守製品)の長期使用時について、安全確保の対策を講ずることが必要。

特定保守製品の点検その他の保守の促進

①製品への表示等の義務付け

製造・輸入事業者に対して、標準使用期間、点検期間等の製品への表示、所有者情報を製造・輸入事業者に提供するための書面(所有者票)の添付等を義務付け。

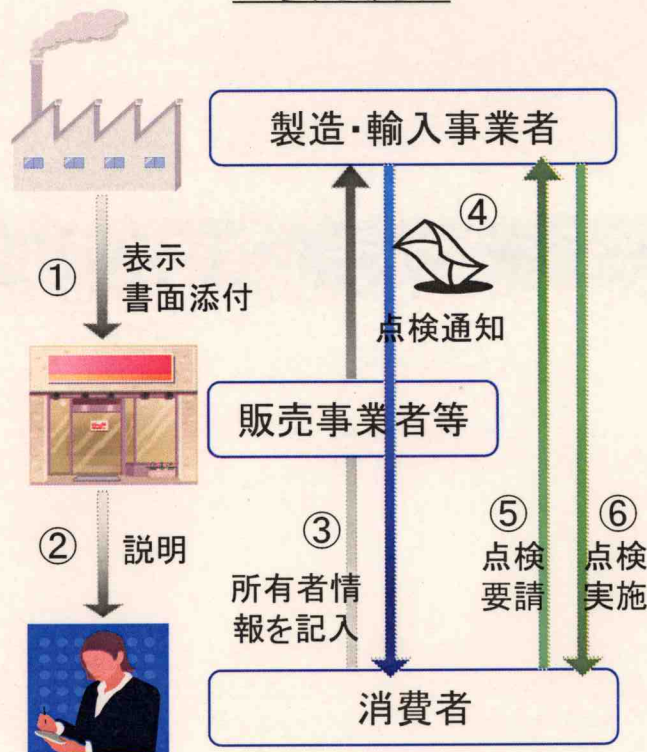
②消費者に対する説明等の義務付け

販売事業者に対して、経年劣化によるリスクと適切な保守の必要性について消費者に説明することを義務付け。

③消費者による所有者票の返送と販売事業者の協力

消費者は所有者票を製造・輸入事業者に戻送。その際、販売事業者は、返送を代行する等により協力。

主要な流れ



④点検の必要性等に関する通知の義務付け

製造・輸入事業者に対して、点検開始期に消費者へ点検の必要性につき通知することを義務付け。

⑤点検実施の責務

消費者は、点検期間に点検を行う等保守に努める必要。

⑥点検実施の義務付け及び点検実施体制整備

製造・輸入事業者に対し、点検期間中に点検要請を受けたときの点検実施を義務付け。また、既販品を含め、点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備する必要。